平成２３年（フ）第１３３７号
千葉県船橋市丸山２丁目42番３棟309号
債務者　横山　浩一
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３４８号
千葉市中央区新田町22番24号　セントラルハイツ新和104号
債務者　鎌田　和彦
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３６３号
千葉市中央区祐光４丁目26番２号　パレット祐光102号
債務者　松村　光男
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３８５号
千葉県市原市西五所19番地11　アーバンライフＥ棟106号
債務者　古賀イサオこと　ＫＯＧＡ　ＣＬＡＵＤＩＯ　ＩＳＳＡＯ
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３８６号
千葉県市原市西五所19番地11　アーバンライフＥ棟106号
債務者　古賀　真澄
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３９１号
千葉市緑区おゆみ野１丁目26番地２　ニレ・シャンテＣ棟201号
債務者　荒木　正幸
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３９７号
千葉県市原市平野206番地１
債務者　桐生　直子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３９８号
千葉県市原市平野206番地１
債務者　桐生　秀幸
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４３４号
千葉県船橋市田喜野井１丁目15番７号
債務者　高橋　博美
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４４７号
千葉市美浜区幸町２丁目14番７棟501号
債務者　青木惠美子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２６７５号
愛知県春日井市上条町９丁目186番地
債務者　浜田　久美
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５３４４号
大阪府東大阪市花園東町１丁目１番22号　オノデマンション４Ａ号
債務者　美馬　　聖
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０８６号
大阪市此花区伝法６丁目３番２―1006号
債務者　森塚　健一
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２５９号
大阪府守口市佐太中町４丁目３番２―703号
債務者　守田よし子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４５５号
大阪府守口市日吉町１丁目７番４―505号
債務者　平井　和美
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６９７号
大阪市東住吉区今林２丁目７番28号　プラザ今林102号
債務者　横手礼子こと　横手　礼子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７６２号
大阪府枚方市須山町60番１号
債務者　竹達博美こと　金　　博美
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部